

の狹少なる斯くの如き場合に於て團體内の負擔力に依頼するを得ざること多し是れ國家の如き大範圍に於て一地方に災害あるも他方に豊作ありて團體内何れかの擔稅力に依り相救補するを得るものと大に異なる所なり勢ひ團體内の負擔力以外に於て一時の資金を仰かざるへからず故に地方財政に於ては此等非常的消費の場合と雖も公債によらざるへからざる事情多きを認めざるへからす要するに收益事業の建設改良費は成るへく公債に依るへく一般公益設備建設改良費は租税に依るも公債に依るも可なるへく非常支出に關するものは準備基金の積立等により平素より永久の歲計均衡を計るに力め已むを得ざる場合にあらざれば公債に依らしむへからすと云ふに歸すへし

斯くの如くして地方團體の公債は經常收入の不足(減收)を補填する爲めに之を起舉する場合を除くの外概して其の特別なる職分部門に於て經濟的設備を作成するに要する有益的投資又は義務的職分範圍に於て必要なる文化的事業の投資に該當する場合の如き充分に起債の理由を得へし此の有益又は必要と云ふ理由は地方團體の起債権の範圍を定むるものにして地方團體の起債権は必

すしも從來の如く其の法人格たる性質により生する財產所有及管理權と直接の關係を有すへき狹限の目的のみに限らるへきにあらず

地方團體に委任し又は地方團體の引受けたる公共職分を遂行する爲めに公債を起すの權利は主として地方自治體を支配する國家の法律により一般に其の職分範圍に對し若くは一定の目的に對して之を付與するものなるが特別の場合に於て特別の法により此の權利を與ふるもの亦た少からず然れども公債權能の使用は地方課稅權の如く一定の制限に従はしめざるへからず何となれば公債の性質たるや將來收入の先取にして後期の財政を制抑し後期の收入は概して之れか爲めに利子及償還の負擔を承け且つ同一の程度に於て將來の事業を制限するものなればなり國家は之より生する地方財政均衡の永續的保持に對する危險を成るへく少からしむることに力めざるへからす此の關係に於て先づ第一に無償返式の公債即ち謂ゆる永遠公債は地方團體の本質と一致すべからざるものなるか故に之を除斥すべきなり第二は地方財政の發達力狹少なるか故に地方團體をして負債の全額に於て財政均衡の永續的保持に關係を

及ぼすべき高度に達せしむへからざることは是れなり蓋し公債需用は時々發生すへきを以て其の發生する毎に各債の償還計畫を確定し各債の種類に従ひて償還期間及收入經濟に及ぼすべき公債使用の結果を測定し之れを平均して以て利子及償還負擔の部分を年々銷却し後世の需用の爲めに起債の餘地を存することを期せざるへからざると同時に地方團體の全負債額と租稅的負擔力との關係にも注意することを要す此の場合に於て更に注意すべきは納稅人の負擔能力は其の直接に屬する狹き地方體の公債に對するのみならず尙ほ國家公債の外上級自治體の公債及隣接目的團體の公債に對するものとも計算に加へさるへからざることは是れなり

斯る理由により地方起債權の行用に關する制限は唯た一部のみ立法の方法に於て固定し其の以上の起債は一般に唯た特別法律的承認を以てのみ行はしむと云ふか如き方法に於て之を規定するに在り其の負債限界の標準は佛國の邑債に關する場合の如く絶對額を以て確定するか又は租稅高に對する一定の割合によりて定むるか又は例へは英國に於けるか如く各個地方體内に存する不

動產の課稅的收益價格に對する各地方體全負債額の割合によるか又は佛國の縣債に於ける如く各債の償還期間及び之に伴なふ納稅人の負擔力に従ひ一定の等級を設けて之を定むる可とす此の等級を設くるに當りては最高負債限度の範圍内に於て短期少公債の地方團體には大なる活動の自由を與へ場合により全然獨立の決定權を付與して可なるも大なる長期公債の地方體には之に相當して國家機關の銳精なる監督を加へざるへからず

前記各種の方法に依る法律的制限を設け得ざる場合に於ては例へば本邦及普國の如きに於ては総令之を法律上の制限とせざるも同様の見地により行政上の保護及監督權を以て有效に且つ繼續的に能く其の形式的要件を監視し併せて濫用及不注意の行用なき様節制を加へざるへからざるなり

總ての立法例を見るに地方債の限度に關し法律上の規定あるものと否らざるものとの別こそあれ各個の起債に關し國家機關に於ける單獨の特別認可又は高級地方體の機關の共働に於ける國家機關の認可を要すとせざるものなきを以て起債に關する國家的監督は各國に通する原則なりと云ふへし

此の原則の例外は唯た爲替信用相互勘定又は當座貸越の方法による一時的信用取引の場合に於て之を見るのみ是れ此の場合に於ては各個財政期間内に金庫行政の清算上償却せらるるものなればなり此の外に尙ほ佛國地方體に於ける或る短期の小公債は自由の決定権に屬すと雖も彼れに在りては國家官廳の追認を求むる爲め報告書を提出せしむるの權利を留保し置けり

起債の認可を與ふる場合に於ては非常需用の認可を要求するものとして其の必要又は特別有益の證明を爲さしめざるへからず而して其の必要の證明は第一に性質的ならざるへからず即ち法律上指定せられたる職分の履行に於て又は現存の緊急狀態を除却するの方法として其の事由を詳具せしむへし第二は分量的ならざるへからず即ち當該需用に對する費額は頗る著大の分量にして到底他の財源を以て一二僅數の財政期間に之を支辨するの不可能なることを證明せしむへし次きに特別有益の證明は主として其の目的の實行により必ず公有財產の收益の增高又は地方人民の負擔力の增高を期し得へしと云ふに存す他の場合に於ては其の目的か地方共同體の重要な物質的若くは精神的利息を擧ぐるに存するのみならず而かも其の財政が新債より生する増負擔に堪ゆるに餘ありと認むる場合にあらずんは起債を許るへからざるなり

償還期間に關しては公債に依り建設すべき設備の種類に省み竝に當該團體の全財政及經濟事情に鑑み適當に算定せしめざるへからず此の兩點の關係より一定の償還歩合を定め此の償還歩合と公債利率との關係を計りて各債の償還期間に關する限度を確定するの外なきを以て一律に之を法定するは適當にあらす佛國に於ては一般に三十ヶ年と法定するものは國家主長の勅令に依る認可を受けしむ是れ蓋し大自治體及大都市に在りては現今地方信用需用の發達に伴ひ往々此の期間制限を超過するを免かれざるに由るなり（小自治體の公債にては概して此の期間は遵守せらるへさも）例へば三步半利附公債に關し償還年額を元本に對する一步の歩合とするも之れより生する利子の節約額を加へて償還整理するものとして殆んど四十四年の償還期限を要すへきなり若し其の公債の利子か之より高ければ償還歩合年一步として四十四年より少なき年限を以て定むへさも公債利子低きときは尙ほ更らに長期の債

還年限を定めざるへからず而して其の公債の利率及元本に對する償還歩合率は一様なる能はざるか故に認可によりて各個に決定するの外なきなり此の外負債團體に於て公債借替の機會を確保せんか爲めに自から償還期間満了前の債還豫告權を留保することに關しても監督官廳は活動の位地を有せざるへからす此の場合に於て監督官廳の注意すべきは償還期の不適當なる延長を約せしめざるに在り否な該地方團體の財政狀態によりては其の必ず生ずべき利子節約益金を豫算上他の需用に使用せしむるか又は更らに増加の償還に使用せしむるか立入りて指令するも可なり

地方團體起債の形式に關する國家の監督は主として無記名公債の發行に於てす何となれば此の種の證券は貨幣及證券取引の目的物として一般に國家官廳の處分により又は特別法により國家の特別認可を要するの理なればなり唯た夫れ無記名公債の發行は實際上唯た高級地方團體及大都市のみ期し得る所なることは既に述へたる所の如し是れ一は小公債額に在りては發行費の爲め比較的高き費用を要すると二には斯る公債によりて貨幣市場に於ける目的を達

せんか爲めには巨額公債にして實際上常規的に市場に賣買せらるるものたるを要するにによる茲を以て貨幣市場に對する公共信用の要求は少公債の地方團體に適せざるなり

少額公債の小地方團體に於ては普通の私人債に依るの外なきが普通の私人公債とは無記名所持人公債にあらざる私法上の記名式各個負債にして債權讓渡の形式によるものの謂なり此の形式には抵當信用による公債と抵當なき單純なる私人債との二種あり抵當私人公債は土地財產の豊富なる地方團體にあらされは起債の能力なきのみならず其の手續は煩雜なるか故に例外として適用を見出すに過ぎず單純の私人債は之に反して小地方團體の公債として其の實例少なからず且つ分割證券と爲して多數の債權者に分配すべく調製するときは一定の範圍まで之れに依頼するを得へしと雖も信用の狹少なる爲め多くは當該地方團體内の債權者に狹限せられ他に必要な資本需用と衝突し好景氣の時と雖も集金の困難を成すの恐れあり斯くの如くして右兩個の起債方法は結局地方團體に採り不利の點多しと云はざるへからず

茲に於てか地方團體は實際上其の信用需用の充足に向ふて極めて多種なる源泉を探求するの要なくんはあらす西歐諸國にありては古昔死者の資本之れに當れり殊に當該地方體の行政下に存する寄附財團の如き是れなり此の財團は地方團體の起債に對し特に都合よき機會を與へり何となれば多くの場合に於ては地方團體は自から同時に其基金の管理者なりければなり近時に於ては之れに反し公共的又は私人的性質の設備にして巨額の資本を積集し廣く信用に向つて投資を望むもの相續いて起れり即ち國家預金部、地方貯蓄金庫、公私の保險機關並に大なる抵當及信用銀行の如き是れなり此等は一面、地方公債證券の買得者たると同時に他面直接に信用需要の地方團體に對する債主として適當なるものなり然るにも拘はらず尙ほ各個の地方小團體は其の需要に對し適當の貸主を得、貨幣市場の狀況上尤も有利なる條件を確有せんこと甚た困難なる所以は主として斯る小區域内に於ける需給を整理すへき組織の欠乏せるに由らすんはあらざるなり此の困難は近時に至り小自治體すらも現代的經濟設備に要する信用の需用益々多きを加ふるに從つて益々其の甚たしきを感するか

如し

之れか應助の施設たる第一、は公法的團體に對する貸附の職分を有する特別公共信用制度を起すか又は既存の適當なる設備に改良を加ふるに存す普國の公立貸附金庫の如き是れなり此等の設備は地方公立の貯蓄金庫と密絡し其の貯金の運用として地方債證券の投資及資產四分一以内に於ける普國州郡市町村の公共事業に無擔保の貸附を爲すものなるが自耳義に於ても佛國に於ても公立の貯蓄金庫ありて地方債及地方稅に關する金融機關たる行動を爲し居れるもの少からず

第二、は國家の法律又は命令により適當なる私立信用機關を獎勵して地方的公債事務に參加せしむるに在り例へば巴里の不動產銀行か廣き範圍を以て佛國地方體の貸附機關と爲り又た獨乙に於ては土地抵當銀行に土地債券及地方貸附債券の發行を許して地方團體に對する貸附を便ならしむる如き是れなり

第三、は國家か直接に貸附者として立つに在りて英國に於ける公共工事公債局の如き是れなり然れども一は其の自己財政上の顧慮より一は地方團體の斯か

る財政的從屬は地方自治行政の本質を害すべきか爲め從位の方法として行動す佛國及本邦預金部の地方債貸附融通の如き亦た之に屬すと云ふへし

第二十章 各國地方債

以上地方債の性質、種類及條件に關する一般の理論を講したるを以て以下各國別に詳論を試みんとす

第一項 英國地方債

公債制度に於ても英國の地方政府は自治團體及地方公廳の全部門を通して國家的指揮及監督に從ふこととなるのみならず此等の行政は國家より離れたる地方獨自の行政を意味せずして寧ろ國家の全公共行政の一部として取扱はあるものなり

公債を起すべき英國地方廳の權利は其の課稅權の如く法定の職分を履行すべき義務的權能を意味するものにして種々の目的に關する種々の法律に於て之を與ふ例へは市財產の維持改良並に警察の給與に關する起債の權利は制限的に市制之を規定し公共衛生條例殊に千八百七十五年の法律及其後の改正、千八百八十八年及千八百九十四年の地方政務法及其の改正並に其の他の地方廳の行

政範圍に於て一定の事項を支配する法律、救民、學校、道路行政に關する各法律及燈火、圖書館及博物館、墓地、浴場、瓦斯及給水事業、道路、労働者住宅土地割宛等に關する各法律、此の外市及市部區に關する地方條例の如きは頗る廣汎に起債権を認むるものなり。

起債目的の範圍は此等の法律により地方廳の種々なる種類毎に種々の制限に從ふ先づ州會は州行政に關する建物、警察駐在所、瘋狂院、病院、謂ゆる技術的教育學校、千九百二年の新學校法以後に於ては初等及中等學校の設立、道路橋梁の設備及小住家建設の爲めに公債を起すを得へく、市會は市建物、警察駐在所、裁判所建物、瘋狂院、技術的教育の學校、市州(特別市)に在りては州と同範圍に於ける教育用の建物、他の市に於ては(一萬人以上住民の地)初等學校の建設及圖書館博物館、市場労働者住家法の實行其の他衛生廳即ち區廳として市部區會の場合と同様なる目的の爲めに公債を起すを得へし。

市部區會は區債の一般目的に關し衛生法により給水設備、運河、塵埃溜場、病院、墓地土地割宛の爲めに起債するを得へく新學校法以後二萬人以上住民の區に於ては將來小學校建設の爲めに起債し得へく又た其の他道路設備、其の改良、浴場、燈火設備、圖書館、市場、労働者住屋等の爲めにも起債し得へし村落區會は一般職分に關しては市部區會と同様なる起債権を有するも村落區會は一一般事務の制限同しからざるか故に其の公債負擔も自から區別あり即ち寺區會は千八百九十四年の地方政務法及其の施行法により許可せられたる自治體設備(主として自治體家屋の爲め)及自治體財產の利益の爲め墓地、燈火設備、休養所、土地割宛による土地取得並に他の特別目的の爲めに起債するの權を有し首府行政に在りては初め其地の衛生廳、寺區局に於て洗濯所、死體溜置所、道路改善、運河排水設備、公園設備、橋梁、電燈、労働者住家法の實行に關し起債権を有したりしが今や其の權利は首府の市會に委任せらる、他の行政に關する起債権は主として市團體及倫敦州の手に存するか如し特種目的の爲め存在せる委員會及局所の起債権は自ら其目的遂行に必要なる設備に關するものに限り例へは港灣衛生局か病院建設の爲め、埋葬局か墓地に要する地面の取得の爲め起債するか如し但し現今、港灣衛生局の職權は往々市會並に市部區會に於て、墓地局の權利は寺區

會に於て一は衛生法の爲め一は埋葬法の爲め之を行ふと云ふ其の他の種々なる地方局所の起債權は唯た永久工事の爲めにして而かも其の設備が常に財産價格を保存し得る如きもののみに適用し普通行政用の起債は之を許さず且つ特別法により各場合毎に國會の承認を要す此の一般的制限は地方廳の起債一般に關するものなりしか千八百八十八年の地方行政法により多少之を擴張し州會は永久工事にあらざるも其の工事費か地方政務法の主旨に従ひ數年間に分配せらるるべき事業目的に關する場合又は舊債の整理に關する場合若くは他の地方廳寺區救貧區若くは市廳及地方委員會に對する貸附の目的に關する場合に於て起債することを得ることとなれり

此等起債權の實行は一部は前記の法律に一部は千八百七十五年の地方債法、千八百七十五年、千八百八十二年及千八百八十七年の公共工事公債法及び千八百九十年の修正公共衛生法に従はざるへからず今ま此等の法規が起債の法律條件として規定する所を見るに大略左の如し(一)一般には各公債の存續期間及當該期間内に於ける其償還の保障(二)全負債額殊に地方自治廳の全負債額の制限、

此制限は唯た國會の承認即ち特別法によりてのみ超過することを得(三)監督官廳による各公債の認可時としては此上に尙ほ國會による此認可の確認又は直接に國會の認可(四)公債條件の嚴守に關する地方政務局の繼續的監督是れなり」債還期間は市制の公債に關しては三十年を限度とす州會の公債に關しては原則上亦た三十年を限度とするも若し其の州債か抵當附公債即ち州の一定の不動產を擔保とする公債なるときは五年以内の期間を附して起債せざるへからす千八百七十五年の地方債法に依れば公債の證券に拂戻期間を記載せざる場合に於ては法律上二十年の期限と推定せらる然れども衛生法に基く公債の償還期間は六十年までに延長することを得るのみならず市の諸局所の公債と雖も特別法に依り斯かる長き償還期間を有するものあり

債、還及利拂に關しては毎年の相當額を經費豫算中に記入し直接に此の經費豫算より償還すと雖も一部は特別の償還基金の設定により之を保障せり斯くて公債證券の償還條件に相當する數額を毎年其の約款に従ひ自然の滿期により又は抽籤によりて其の償還を實行するものなるが償還基金の設置及效力は千

八百七十五年の地方債法の規定する所に係る此の法律に依れば一公債か償還基金より償却満了せられたる後も仍ほ存留する残餘あらは之れを他の償還基金に移送するか又は地方廳の決定に従ひ公共目的に使用すべきものと定めらる

公債に關し監督廳の有する認可權の行使上殊に重要なものは衛生法及地方政務法が規定する所の種々なる地方廳に對する全負債額の制限なり此の規定によれば一州會の公債は常に州内不動產の課稅的收益價格の一割以上たることを得ず若し新債の爲め此の限界を超過するときは地方政務局の認可及之に關する國會の確認を受くるか又は新たに特別法により其の權限を有效ならしめざるへからず一市部區會及一市會の負債は衛生法により其の課稅的收益價格の二倍を超過するを得ず之れと同様なる制限は村落區の區會にも存し區の稅區は特別の區債及全區の一般公債の割前額とも合せて其の稅區内不動產收益價格の二倍より多き負擔と爲すことを得ず寺區會に關しては千八百九十四年の法律を以て公債負擔の制限を課稅的收益價格の半額に規定し教貧局は寺

區聯合(町村)に對し其の課稅的收益價格の四分の一に達するまで公債を負擔することを得へく其の以上と雖も最高尙ほ半額迄は監督官廳の當該認可か國會により確認せらるるときは之れを許せり監護局は貧民學校區及病院區公債に關し單に地方政務局の單純なる認可を以て當該區の租稅資本(課稅的收益價格)の十六分の一まで又た國會の認可を以てせば同八分の一まで之れを起すことを得前記地方廳に對し不動產の課稅的收益價格を基礎として定めたる負債制限を約述すれば州會は普通に一割まで市及村落の衛生廳は二十割、寺區會は五割、聯合區は二割五分例外として五割及彼の特別事務區は六步乃至一割二步にして州行政の負債制限のみは狭きに失せるか如く見ゆと雖も此の制限を合算すれば一州内各行政組織の全負債額は地方稅及地方債負擔の最下級負擔者たる各寺區に向つて其の不動產收益價格三十割迄に達し得ることを示めすのみならず市の衛生廳に對し定められたる負債額制限は市制により大抵の大都市に向つて適用せらるるに至れるを以て今日州會として巨額の起債權を要せざるによるなり

各新債の認可は僅少の例外を除く外地方政務局に屬する地方廳の調査を基礎として一般の行政法規(市制、衛生法、地方政務法、地方行政の各事項に關する法律)及千八百七十五年的地方債法並に千八百九十年の修正公共衛生法等に從ひ地方政務局に於て之を與ふ學校區の公債は從來教育省の學務部に於て認可したりしか其起債權が州會市會市部區會の權限に屬したる後、千九百二年の教育法を以て爾後地方政務局の認可を受くべきこととなり埋葬局の公債も其の埋葬事務か現今市會市部區會及寺區會に於て施行せらるるに至れる如く其の認可を地方政府局より受くることとなり然れども村部排水局の公債は農務省の認可、漁業局の公債及特別工業設備の公債(瓦斯、電力事業及市街鐵道)は通商局の認可首府警察區の公債は内務省國務尙書の認可によらざる可らず

監督官廳に依る認可の交付は起債目的の合法の證明及負債制限の嚴守を確認したる上に於て指令すること勿論なるを以て此の確認を得んか爲めに各起債團體は地方政務局に對し其の申請と共に完全の公債計畫書、新債により支辨すべき設備の費用豫算並に設計を準備し且つ舊債の償還充分なることを證明せ

さるへからず當に然るのみならず重要な場合に於ては監督官廳は各地方に就き監督官をして公債の需用を調査し又た多くの場合に於て利害關係者をして其の要領及考案を提出せしむることを得斯る地方調査は常に新債の爲め法律上の負債額制限を超過せんとする場合に於て行はる而して公債に關する確定の認可は總て國會の承認に依りて之を決す

斯る必要の認可權は更らに公債條件の遵守に關する繼續的監督を要せしむ殊に負債額制限の遵守、舊債務の償還保證、其の他認可權の有效なる行使に關する條件は其の監督の要項なりとす此の繼續的監督は總て地方政務局に於て之を實行し從來公共工事公債局の經理に屬したる公債までも同局の繼續的監督を受くることとなれり起債地方廳をして其の公債に關する公共的登録を爲さしむる如きも亦た此の監督の一に屬す

地方債の認可及監督官廳の繼續的監督は或る程度に於て過重公債に對する防禦たるの效あると同時に又た地方廳の債權者に對する相當の保證を意味すること勿論なるか債權者は此の外に不動產擔保の場合を除き市制、千八百七十五

年の地方債法及地方廳起債に關する他の法規により地方廳の收入及租稅拂込額に對し優先擔保權を行ふを得へく其の實行の爲めには一定の條件及形式の下に差押の方法をも探ることを得へし而して若し債務廳に於て債還率又は利子率に關し六ヶ月以上支拂を延滞するときは債權者は裁判上の支拂命令を要求することを得へし而かも尚ほ一定の期間内に支拂はさるときは(地方債法により五百磅以上の支拂は二十一日以内)債權者自ら州裁判所に就き特別保證として定めたる不動產又は税金の上に差押を申請するを得へく裁判所は之に要する差押を實行する爲め特別收入官を任命し其の收入官をして當該公債を保證する一切の收入否否としては當該地方廳の全收入を差押へしめ且つ債權者請求の滿足を得るまで之を管理せしむるのみならず差押費用の取立の爲め必要の場合には之に相當する租稅追加の命令をも發することを得へし

公債發行の形式に關しては前記從來の諸法律に於て特別の規定を見す從つて地方廳は概して私法上の起債形式に従ひ記名式及實額記載の證文を交付したるに過ぎずしか千八百七十五年的地方債法に至りて無記名式名價記載の各

種證券を集合的に發行すること並に年金公債證券の發行を地方廳に許せり然れども初は尙ほ其の適用を小地方債のみに狹限したりしか近時に至り千八百九十年の公共衛生法により此の方法を一般に市の諸區局の公債に適用し次いで又た地方政務法により瓦斯及水力局の大公債にも之を適用するに至れるを以て今は能く實際の需用に副へるもの乎、地方政務局が此の法律發布より千八百九十七年までの間に承認したる無記名式公債の額は既に八、二、七五、〇七二磅の多きに達すと云ふ

起債權と共に付與せられたる重要な機能は既發公債の償換權即ち買戻權なり此の權利は既發の公債を償還する爲めに再發行するの權利にして流通的なる無記名公債の發行に適せざる小地方廳に向つては長期に於て承認せられたる舊公債を短期の支拂期限に改變し得るの機會を與へ又た一般には債權者に対する其の留保に依り公債借換整理の基礎を成すものなり此の買戻權を留保することは千八百九十年の修正公共衛生法に於て之を明許し之れに基きて發行したる公債證券は通例十五年乃至二十年經過後平價にて買戻すことを得る乙

ととなれり

英國は夙時より地方行政廳の信用、需要に種々の、助力を與へ居れり千八百十七年に於て國會か公共工事の爲め承認したる公債の施行に關する委員會を選定せしか此の委員會は法律(地方政務法)又は監督官廳の認可により地方廳公債を引受け此等地方債の拂戻を監視し且つ地方債基金を管理するの權限を付與せられたり後ち千八百七十五年の公共工事公債法により此の委員會を改造すると共に其の行動に關し深細の規定を爲し次いて千八百八十七年の法律により國家の國債行政部は此の委員會即ち現今公共工事公債局の稱ある獨立行政廳に對し要求額を交付するの義務を負ふこととなり此の行政廳たる委員會も千八百九十六年の公共工事公債法により其の行動範囲を擴張して州會市會區會及寺區會の公債を取扱ふこととなれり斯くて此の地方債委員局は地方政府局の認可によりて殆んど一切の地方債を引受け且つ債務地方廳に對し債權者として法律上の優先擔保權及差押權を有す然れども此等の公債に關する繼續的監督は公共工事公債法により地方政務局の職權に屬すること舊の如し其の千

八百九十七年に於ける成績によれば地方債委員局の取扱へる此の種貸付金の件數は五百三十件にして其の金額九九八、三九四磅に達すと云ふ此の公共工事公債局の貸付金の利率は初め久しく一定せしか千八百九十七年の公共工事公債法により新たに之を減額して法律上最低二步四分の三とし其の以上に又た制限あり千九百年一月三十一日の大藏省命令は三十年以下の公債は三步四分の一、四十年以下の公債は三步二分の一、五十年以下の公債は三步四分の三に利子を確定したり

之れに反して下級地方廳の信用需要は依然として尙ほ充分の保護を得ず蓋し州會は千八百九十四年の地方政務法により寺區會に貸付を爲すの權能を取得し或る大市の市會も亦た地方政務法により又は國會の確認せる地方政務局の命令により他の地方廳の公債殊に學校局及監護局の公債を市に於て自から舉行すへき權限を付與せられたりと雖も此の二つの場合に於て下級地方廳は未だ充分に其の公債需用を充たすに至らす

獨り倫敦州會のみは義務として首府に於ける諸區局全體の爲め即ち學校局監

謹局貧民學校及病院區及新市會並に舊寺區諸局圖書館浴場及洗衣所等全體の爲めに公債を整理し永遠公債券によりて公債資源を作成せり

英倫及ウェルスの地方債全額は千九百二年度に於て約三七〇、六〇〇、〇〇〇磅に達し其の人口宛は一人に付き百十二圓三十五錢に相當す課稅資本即ち不動產の課稅的收益價格に對しては實に百分の一九五に當たり公債外の歲入(三五、二七一、三六七磅)に對しては十倍に相當す

之れに關し償還及償還基金拂込に關する地方廳の公債費額は千九百二年度に於て總額八、六六八、七九五磅にして年初の公債現在高に對し二步五厘餘に當る計算なり

英國地方各廳別公債現在表 (千九百二年)

諸 廳

首府の諸廳

倫敦市會

首府特別監會

六七、五一五、二二五磅

三二、九九九、九九七

八、七五九、九四六

市團體

市運河委員會

首都警察區

救貧官及監稅官

倫敦學務局

其の他

六二、一八五、五〇二

三七、七、六六一

七、九九三、〇六三

一一、〇五二、七九九

四六、二五七

二七〇、〇四二、五六六
一八、四五五、五七九

一六六、五六八、六三八
二七、九一六、五七三

三九、五一七、九五六

一三、七三三、三六四

三三八、四七〇

其の他

六〇〇

市村共通の行政諸廳

救貧局(倫敦を除く)

學務局

州廳即ち州會(倫敦を除く)

首府警區(郊外)收入官

墓地局(倫敦を除く)

運河疏水局

諸種委員會

其の他

純粹なる村部諸廳

村落衛生局即ち區會

村落區特別通路局

寺區會及寺領會

墓地局

二八、六二一、六四一

六、六九二、〇三九

九、〇三〇、三八三

六、九一一、三二八

一、二九、八三九

一、七五、二〇一

二、〇〇、四、九〇七

三、六六五、三三一

一、二六、一三

四、四二八、〇六一

四、一八〇、六〇七

一、二〇〇、二〇一

三、七五〇〇

諸種委員會

總計

九、九三四

三、七〇、六〇七四九三

英國地方債目的別現在表 (千九百二年)

一二、二一八四、〇二二

九、一五一、七二一

三、五二一四五三八九

一、一三四、八五〇

六、〇一八、八二六

三、一〇六〇八八八

三、四、六五二、〇四八

二、六七六、三二六

四、三、九一八、七八二

六、二三七二、一一二

六〇二

公園、休所、保養所

七、五八五、九一二

公共燈光

六二三六二

電氣事業

一八、五五〇、一一〇

瓦斯事業

二三、一一〇、九一九

給水事業

六三一三〇、八五九

市場

七、六六三、七〇八

港灣埠頭船渠上屋

三九、七四三、八八一

街鐵及小鐵道

一、四〇九、五九五

排水及護水設備

二、七六七、七八二

勞働者住家

七、二一五、四六四

小宅地割宛

一一一、五七九

私益改良

一、五二五、四〇五

屠畜場

二五四、八〇九

マンチニスター運河補助

五、〇八九、二二六

警吏家屋及拘留所

一、七一八、九九四

公共行政上の建物

六、七二六、二四九

其他の目的

八、六四六、〇八四

計

三七〇、六〇七、四九三

市有主義の發達と共に廣汎の程度に於て彼の營利的設備の公有著しきを見る
へし給水瓦斯殊に電氣事業に關する千九百二年度の公債額は千八百九十六年
度の其れに比するに頗る著しきものありと云ふ又た市街鐵道の公有も英國に
於ける此の新風潮の影響の下に著しき進歩を爲したり之を財政上の見地より
見るに新公債の大部分は總合悉く純益を生ぜざるも當該設備の收入は少なく
とも其の常規的の償還及利拂を爲し得るに足れるか如し地方局の報告に於て
瓦斯給水電氣工業、市場港灣船渠倉庫、道路小鐵道並に墓地設備浴場等は納稅人
の累たらざるか故に斯る資本投下の設備を推奨すと云へる如き之を證するに
餘ありとす千八百九十六年度の末に於ける公債現在高の内一一一、七〇〇、〇〇

〇 売却ち總公債額の四割四歩七厘、千九百二年度末公債高中一七五、三九五、六九八磅即ち四割七步三厘か此等公營設備に關する公債なるを見ても其の趨勢をト知し得べきなり

第二項 佛國地方債

法人の資格を得たると共に佛國地方體は其の起債權に關して既に千六百六十二年コルベーク氏により國家的の認可を要することとせられたるが千八百三十七年の市制に依り尙ほ十萬法未滿の歲入ある地方體の各公債は行政規則の形に於ける勅令の許可を受け、十萬法以上の歲入ある地方體の公債は法律の許可を受くへきことに定められたり之より後も市會及縣會の起債權は課稅權と同様の方法に於て漸次に擴張せられ許可權能も其の一部は國家監督の下級機關に移されたり

千八百六十七年七月二十四日の法律により市會は十二年以内の公債にして若し其の利子及び償還を經常豫算財源により支辨し得るものなるときは獨立に決定して起債することを得べく他の場合に於ては唯た之を爲め五サンチーム

未滿の臨時的附加税を要するに止まり又は唯た五年以内の公債に限り獨立に決定することを得べし五年以上の長き公債及び五サンチーム以上の臨時的附加税を要する公債と雖も豫算法の規定により縣會に於て確定したる制限を超へざるものは其の償還期間が均しく十二年を超える限り知事の認可のみを以て起債することを得べし十二年以上の長期公債及び明許の最高限を超へたる附加税を要する公債は參事院勅令の許可を受くるにあらされば起債するを得ず但し此の制限は十萬法以上の收入ある地方體に關して存するものにして此の外百萬法以上の地方債及當該地方體の未償還公債總額に於て百萬法の制限を超過する所の地方債は特別法律の承認を要す

千八百八十四年四月五日の法律は彼の市會の獨立決定權を以て決定し經常歲入より償還せらるるべき公債及び彼の五年以上の長期に於て五サンチームの臨時附加税を要するもの若くは五サンチーム以上又は明許の最高限までの臨時附加税を要する公債に關し存續期間を三十年に延長する丈の修正を成せり之に準して單純勅令(即ち行政規則)の認可を要するものは唯た臨時附加税の最高

限を超過する公債のみとなり三十年以上の一
切の公債は參事院通過の勅令によ
るも此の勅令認可上の差別即ち其の地方體の歳入十萬法以上なると十萬法
未滿なるとの區別は之を廢止せり然れども法律による許可は百萬法以上の負
債の場合に之を要すること及び市會の獨立決定權に屬する五年以内五サンチ
ーム未滿の臨時附加税と云ふ狹き制限も依然變更するところなし

然るに千九百二年四月七日の市制改正法により市會及知事の公債に關する權
能は臨時的附加税に關する其の權能と共に變更したり此の改正によれば今後
市會は三十年未滿の償還期限ある一切の公債に關し若し之が爲め毎年所定の
最高限を超えて臨時的附加税を要することなくんは獨立に之を決定するを得
へく均しく三十年以内の償還期間を有するも其の附加税か彼の限界を超えて
要せらるる公債なるときは知事の認可を要すへし三十年以上の長期に於て臨
時附加税を要する公債は一般に三十年以上の長き償還期間を有する公債と均
しく參事院勅令の許可を受けざるへからず而して百萬法の負債限度を超過す
る一切の公債は償還期間の長短如何に拘はらず總て特別法の認可を要するこ

と並の如し

市會の例に準して縣會も既に公債に關し其の償還が經常歳入により又は毎年
算法の承認せる臨時附加税により支辨せらるるものなるときは獨立の決定
權を有すと雖も其の償還は一定の期間を超過すへからず此の期間制限は千八
百六十六年七月十八日の縣會法により十二ヶ年の定めなりしが今は千八百七
十一年八月十日の法律により十五ヶ年以内となれり之れより長き期間の公債
及び爲めに附加税の最高限を超ゆる必要ある公債は特別法の許可を受ける
著大なる公債の場合に於て若し其の償還が納稅人に過大なる負擔を與ふるこ
となしに到底十五年以内の期間を以て履行し能はるものなるときは立法機
關の決定を求めるべからず

然れども斯くの如きは市に對しても一二重要の場合に於ては亦た殆んど相同
し何んとなれば市の公債も百萬法と云ふ負債制限を超ゆるときは總て必ず法
律の許可を要すと云ふを以てなり而して其の此の如く負債制限を低く定めた

る理由は若し然らすんは大市は其の附加税として單に知事の認可のみを以て入市税の増加により全然巨額の公債を締結し得へく又た若し三十年以上の償還期間を要する場合に於ても市は唯た主として知事の意見に従つて發する單純勅令を以て締結するを得へきか故なり勿論公債の申請には其の計畫の外多くの決議書を添付し其決議書には自治體の全財政事情及び公債の目的を詳悉すへきも此の目論見の全體に於ける最要の決定は知事の聲にして此の聲が最上行政機關の決定に關する主要の動機を成すに外ならざるなり

知事の單純認可是今日の實際上概して唯た小なる市邑並に村落自治體の公債の場合のみに行はれ、市會の獨立決定權は從來主として負債なき若くは極めて僅少の公債あるに過ぎざる如き自治體の起債する場合にして其の利拂及償還も法律上の經常歲入により三十年以内に期し得へきものに限り之を許容せられたり而るに爾後無債若しくは極少債の自治體は益々減少して反對に負債自治體の數著しく増加し來れるを以て今や地方債の多くは殆んど皆な法令の許可を要するものののみとなれる有様なり斯くて佛國の地方債は最近四十年に於

て驚くへき増進を爲せり千八百九十二年の統計雜誌に於ける地方債特別報告によるに千八百六十二年の佛國の自治體數三七五〇五個中公債を有するもの僅かに四、四八六個即ち一割一分九厘なりしが千八百六十八年には三割六步一厘即ち一三、五九二個に達し千八百七十七年には四割九分八厘即ち一七、九七九個、千八百九十年には全數三六、一四四個の中二六、四三四個即ち七割三歩一厘の公債邑を見るに至る、今は概算の八割に達したるへきなり

法規の嚴守に關する監督は特別の認可を要せざる種類の公債に在りては當該區會決議を知事に届出てたる後一ヶ月の經過によりて之を行ふ但し此の一ヶ月の間に於て知事は法規違反の爲め之を取消し又は廢止することを得へし公債の發行及交付の方法は地方團體の自由に決する所にして縣參事會に於て其の實行の時點及方法を定む交付の方法は各個の手續により又は無記名證券の發行に依る二種あるも何れの場合に於ても先づ條件を確定して知事の認可を受けざるへからず然れども證券發行の方法は信用の大なる大都市に適するものにして實際に於ても亦た大都市に於て行はる、其の額は千八百九十年に於

て巴里市を除けば他の地方債全體の一割八歩に過ぎずと云ふ

地方債の第二類は信用機關に對する起債なり此の機關は地方團體に對する貸出に關し國家の許可を受く、此の機關中最古のものは國家の預金及供託金庫(國家預金部)にして千八百三十八年以後千八百五十二年迄久しく此の種の貸出に關する唯一の機關として存したりき然れども此の金庫は自己の自由資金に依り比較的短期の貸付を爲すのみにて十五年以内又は場合により二十年の貸付を最長とするに過ぎず而して其の利子は四步乃至四步半の高きを有せり故に此の機關と締結する地方債の額は常に甚だ少ふして千八百九十年の實況を見るに其の引受は當時の地方債總額に對し僅かに三歩に過ぎず

千八百五十二年に至り此の預金局の外に不動産銀行なるもの地方債貸付機關として現はれたり此の不動産銀行は千八百六十一年七月六日の法律により其の地方團體に爲したる貸付の爲めに自ら債券を發行するの特權を與へられたると同時に此の貸付に付き五年乃至五十年の期間まで之を行ふの義務的權能を有せり其の利率は貨幣市場の狀況によりて變化し始め千八百七十七年迄は利

率甚だ高かりしを以て(地方債に關して五步乃至六步三厘の利子)地方團體をして充分に之を利用せしむるに適せざりしか利子の低下せらるるや形勢漸く一變し千八百七十六年不動産銀行は其の從來の五步利付五百法債券(實際利率は五步二三)を三步利に借替へたると同時に彼が地方債に要求する利率を五步五厘より四分五厘に低下したるを以て多數の地方團體は不動産銀行の新なる低利によりて其の舊債を借換ゆるの機會を取得し千八九十年に於ける地方債の不動産銀行に對するもの總地方債額の約四割五分に至れるの盛況となれり當時の利率は千八百八十九年四月四日の省令により四步三五乃至四步六厘なりき不動産銀行か其の債券の發行により融通したる地方債の總額は千八百八十九年より千八百九十五年迄に一、九四〇、〇〇〇、〇〇〇法より四〇三五、三〇〇、〇〇〇法に激増したり此の外銀行資本金より自治體に貸付したもの尙ほ千八百八十九年に於て約五百萬法ありしなり

國庫も一時地方體の特別なる信用を充足せしむるに助力したり即ち國家は地方體の要する道路及學校建設の費額を前貸する爲めに特別なる國庫支部とし

て道路金庫(千八百六十八年七月十一日の法律)中學専門學校及小學校金庫(千八百七十八年六月一日及千八百八十年七月三日の法律)を組織し此等の金庫より償還せしむる制度を探れり其の利拂及償却の年額は元本に對し僅かに四歩の割合にして若し利子のみを以て云へは僅々一步二厘二毛乃至一步二五に過ぎざる低利なり而かも國家は此の貸付に要する資金を一部は流動公債より取り他の一一部は三十年内に償還すべき債券の發行によりて(謂ゆる三十年賦債調達したるものなるか故に國家自ら利子を寄與したるに均しきものと云ふへし斯くの如くして國家は千八百六十八年、千八百七十九年及千八百八十三年の當該法律により道路建設の爲めに約五二〇,〇〇〇,〇〇〇法、千八百七十八年及千八百八十年の法律により小學建設の爲め六千萬法、專門學校及中學校建設の爲めに六千五百萬法の公債を起して之を地方に投下したりしか前世紀の八十年に於ける恐慌を壓するの必要上國家の手を以てする直接貸付を廢せざるへからざるに至れり之れか爲め學校金庫は千八百八十五年六月二十日の法律により清算を了し同九十年に道路金庫も清算を了して最早や存續せずなり、之れより

以後國家は寧ろ地方に對し道路及學校建設費を補助するの適當なるを認めて之を採用すると同時に當時物議の盛んなりし縣債邑債の激増を抑へん爲め内務大臣をして先づ千八百九十九年三月八日の達を知事に發せしめ縣か千八百八十年三月十二日の法律により道路建設に關して與ふる補助は爾後公債によらすして直接に直接税の附加税により之を供給すべきこととなせり
然れども許可済の縣債額は千八百九十六年に於て七六九、四〇〇、〇〇〇法なりしもの千九百二年には九七九、三〇〇、〇〇〇法に增加したり此の内には未發行の分及借替の分をも包含せるを以て實際數にあらずと雖も各年末に於ける縣債の實際數によるも左の如き增加の傾向を有せり

千八百七十一年

一九六,〇〇一、四七二往

千八百八十二年

三五二、四八三、四七三

千八百九十二年

四二三、七一六、二二八

千九百一年

四九七、一五五、七五五

千九百二年

五一八、〇九三、一四〇

地方債の借換は千八百七十七年以後數度に行はれたり彼の利子低下の初期に於て借換へたる市債の總額は二億八千萬法に達せるか如し次いて九十年の利子低下も更らに借替に利便を與へ縣債の整理に數段の活動を見たり之れか爲め縣の公債費年額は千八百九十八年に於て約千萬法の節約を得たりと云ふ斯くの如くして數度の借換整理は膨張の地方債に關し地方團體をして啻に其の利子の節約を得せしめたるのみならず又た屢々償却期間の延長により償還負擔の輕減とも感せしめたり

借換の場合に於ける償却期間の延長は最近三十年間に於ける地方債一般の風潮となり此の繰延償還の擴張に伴ふて有效の償還額は益々永後に繰延はされ却て地方債の膨張を助けたるの感あり千八百三十年より千八百七十七年に至るまでは普通の償還期間八年乃至十五年の間を昇降せしも爾後大公債に關して漸次に期間を擴張し二十年乃至三十年となり四十年となり更らに多數の市債は五十年となるに至れり千八百八十四年の市制並に學校及道路建設金庫に關する規定の如きも其の如何に公債延長に關する自治體の需用に應するに力

めたるやを證するに足るへし然れども千八百八十四年五月十五日の市制に關する註釋命令は地方債の償還期間は短きに從ふへし非常の事情を除くの外二十年乃至三十年を超ゆへからずと令達せり然るに此の令達は一般に唯た小市及村落の公債のみに適用せられ其の特例は單に知事又は勅令の認可によりて行はれたり而して大市は忽ちに百萬法の負債制限に達するか爲め概して法律の認可を要求するもの多かりしのみならず三十年の償還期間を超過して起債するの認可を乞ふものも亦た少なからざりき斯くて特別法により千八百五十年より千八百九十年迄に千二百十四件の公債を認可したるか其の總額は一、四七一、一四〇、五一九法を算すと云ふ

佛國地方體の全負債額に關しては詳細の報告を得す今左に最近の總括統計を示すへし

千九百二年末	人 口 宛
二、二、九七、六九八、八九一 <small>(千八百九十九年末)</small>	<small>(千八百九十九年末)</small> 九四一〇二

他の自治體

一、五三六、四〇四、二九一

四二、三九

計

三、八三四、一〇三、一八二

六一六

九八法四一

第三項 普國地方債

普國の地方團體は州制郡制市制及町村制に依り財産管理及課稅の權利と共に均しく亦た其の需用の支辨及義務の履行に關し公債を起舉するの權能を有し之れに關する決議は其の代議機關に屬す此等の決議は新公債の爲め當該地方團體を重荷すべき場合若くは現在の公債狀態を増大すべき場合に於て相當監督官廳の認可を要すと雖も普通行政の清算を附くる爲め經過的に起債する場合に關しては認可を要せず而して公債決議の認可は町村自治體に在りては郡參事會、市及郡に在りては縣參事會、柏林市に在りては州知事州に在りては内務大臣之を與ふ

公債決議の施行及起債の形式に關しては地方組織法に於て精細の規定を有せず唯たハノーバーの町村制は一般に公債に關し常規的に償還すべき計畫を立てて起舉すべきを示めしライニッシャーの町村制は公債の認可は唯た安全なる利子及償還基金を準備したるときのみ之を與ふへく且つ公債償還期の延長及

債還計畫の變更は郡參事會の承認を要すと規定せり無記名證券の發行による起債に關しては特に千八百三十三年六月十七日の法律を以て規定する所あり之によれば斯る證券の發行は一般に内務大藏兩大臣の具狀による國王の特許を經さるへからず此の規定は後ち獨逸帝國民法第七百九十五節により之を帝國及各邦公債以外の無記名證券として發行者住所の各國家の認可を要せしめたる帝國法上的一部となれり此の特許を受くる場合には認可公債の發行せらるへき證券の數及額面價格の外、利率、債還率並に債還計畫及債還の施行に関する細則を提出せざるへからず之を調査して與ふる特許は近時概して毎年の債還費を以てする自由買戻と抽籤償還との間の選擇權を認む

各地方債の認可付與に關する通則は帝國に於ては全然之を勅令に依りて確定せり之に基き千八百七十九年十一月一日の内務大臣の回令は郡債に關し及千八百八十年二月二十一日の回令は市債に關する通則として共同利益的設備に要するものは一步以上の債還率を充當し收益的設備に要するものは一步半以上の債還率を設くへし而して債還進行中に生ずべき節約の利子及設備より生

する収益剩餘をも償還の爲め充當すへしと規定せり同時に千八百八十二年八月六日の省令を以て謂ゆる共同利益的設備を廣義に解釋して狹義に於ける地方職分の範囲外なる設備即ち劇場、音樂集合場、酒窖等の如き遊樂需用に供せらるべき設備をも之に包含せしめ從つて此種の設備と雖も若し其の設備が投資額の利子及償還率を收到し得べき場合若しくは地方團體の全財政状態にして不良ならざる場合に於ては公債により之を設定するを得ることとなり次いて千八百九十年五月三十一日の命令は経常的償還率による上記の區別を廢止し一般に経常的償還率を彼の利子節約の利得による外一步と定めたるが尙ほ各個の場合に於て償還率確定の際、経常的償還をして當該設備の利用を完とするに適せしめるべからずと制限せり例へは道路建設の爲めに發行したる公債は遅くとも其の第一の改修を要するの時までに償還せざるべからずと云ふに存す尙ほ當該設備に關して生する臨時的收入例へは利用者の使用料又は特別分擔金の如きものあらは之れを臨時的償還に使用すべく之に反して収益的設備より生する経常償還率及利拂以上の収益は千八百七十九年及千八百八年

十年命令の定めたる如く必ずしも之れを臨時的償還に使用するを要せず地方財政一般の爲め自由なる處分を爲して可なり但し當初定めたる償還期間は公債借替の場合に於て之を嚴守せざるべからず從つて借換の爲め生する利子の節約は全部又は一部分必ず之を償還の勵行に使用せざるべからず更に此の規定を改補したる千八百九十年六月一日の命令によるに無記名證券による特別公債は唯た之れによらずんば同様の有利なる條件を以て起債し得ざる時に於てのみ起債するを得べく依つて以て募集し得たる公債は原則として臨時的及収益的設備費若くは將來に利便を與ふべき改修費に限り之を使用すべし之に反して其の維持費就中地方團體の發達と共に益々常規的に更新すべき道路の擴張及同様なる學校建設の如きは公債を以て支辨すべき臨時的經費と爲すを得ず縱へ其の共同利用設備か公債自體の利拂及償還を爲し得る場合と雖も之を許さず且つ國家の認可に關する大藏大臣の具狀は其の緊急の需要か完全精細に證明せらることを條件とし之が爲めには其の無記名公債を要する設備の費用豫算を提出し併せて其の必要の目前に迫まれることを證明せしり

普國地方債殊に町村債の統計に關しては殆んど一の見るへきものなし各國中尤も統計の不完全を極むるの感あり唯た千九百年に於けるものとして普國地方團體の公債總額は約一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇馬に達すと稱せらるるも其の精細の内訳は之を知るを得ず但し左の數は稍々精確の基礎あるものとす

州 債	千八百九十九年	一〇六、〇〇〇、〇〇〇	ガルチー氏の調
郡 債	千八百九十九年	二〇三、〇〇〇、〇〇〇	同 上
市 五萬人以上 市債	千八百九十九年	二四一、〇〇〇、〇〇〇	獨逸市統計年報
市 十萬人以上 市債	千九百一年	五八二、六七〇、二五三	一人宛一八二、八八
伯林市債	千九百一年	三二九、六五四、七一九	

之に關する地方債利拂及償還費は

州債費	千九百零八年	五、五八五、〇五七	經營費の百分 分八四	州稅收入の百分 二〇、五
郡債費	千八百七十八年	七、七四八、二二一	一	郡稅の百分 三四、〇
市債費 十萬人以 上の市	千八百九十九年	五〇、一〇四、五八七	一	市稅の百分 云、一、五〇、七
村債費	千八百八十九年	七、七二一、八五一	七、六	村稅の百分 一〇、九七

小市及町村は大市よりも其の非常費を蔽ふに困難多きは疑なき所にして之が爲め往々小村の如きは公共設備の經濟的維持を等閑に附せざるを得ざるに至る此の缺點は將來少くとも小學校費の範圍に於ては救濟せざるへからず千九百六年の新小學校教育維持法は二十五人以下の教職を有する自治體若しくは學校組合體に命するに小學校工事費(普通修繕費を除く)支辨に要する豫備的の基金集積の義務を以てしたり學校組合自治體は此の目的に向つて年々第一教職に關して六十馬、第二教職に關して五十馬、第三教職に關して四十馬、其の以上は各職を加ふる毎に各三十馬を集築し利子附きに之を貯金すへし其の積立は之れを長きに繼續して其の基金か七人以上の教職を有する自治體に於て國家の下付すへき補助金並に第三者の義務的支給金を合し近き五十年に豫見し得べき工事費を支辨するに充分なるを期すへし之によれば三級小學を有する自治體は年々百五十馬宛を此の工事基金に拂込まざるへからず之を三歩半の利殖法によりて十年に千九百七十一馬、二十年に於て四千五百四十馬に増加せしむ六級小學を有する自治體は年額拂込二百四十馬にして十年に三千百五十四

馬の基金となリ二十年にして七千二百六十五馬の基金を得へし然れども二十年の中には各學校建物に對し一は改良及擴張の爲め一は改築及大修繕の爲め多少基金の現額を使用すへきを以て法律の精神上更らに之を補填するまで繼續して注意深く積立つへきものとせらる

第四項 日本地方債

本邦に於ても地方團體の事業漸く發達するに従ひ經常の歳入を以て支辨すること能はざる大事業の起るへく此場合に當り豫め蓄積する資金の準備を爲すこと極めて至難なるへきを認め各地方制度の條項は地方團體をして信用に依り將來の收入を使用するの方法即ち起債權を有せしめたり是れ一は以て納稅者の負擔を輕減する所以、一は以て事業に因り地方人民の經濟及納稅力を増進する所以なりとするに存す然れども起債權を單に經濟的投資のみに限るは國家公債の場合にても既に失當なるが殊に狹限の負擔力を有する地方團體の財政上到底不可能なるを以て地方團體の義務費及災害費の如き必要急迫の需要は勿論、街路、學校、公園の如き共同利益的設備の建設費に關しても之か起債權を

認めざるへからず是れ本邦の地方制度が起債の目的に關し廣く規定せる所いなりとす
府縣制第百十七條郡制第九十五條市制第百六條及町村制第百六條の規定を見るに起債の目的は左の如し

- 一、舊債償還の爲め
- 二、天災事變等已むを得ざる支出
- 三、永久の利益となる可き支出

舊債償還は償還満期前に於ける買戻又は低利借替の場合を包含するや否や市町村制理由書に依れば舊債償還も亦た必要已むを得ざる支出の一なりと解釋せらる此の解釋より推究すれば舊債の償還と云ふは極めて狹義にして満期に至れる償還の必要義務費に限れるか如しと雖も縣制及郡制の條文に於ては舊債償還と天災事變等已むを得ざる支出とを明かに區別し居れるか故に舊債償還は稍々廣義に解釋し從つて満期前に於ける買戻も借替償還も之れに包含せしむるの餘地なきにあらず然れども斯くの如きは成るへく法律を以て之を明

かにし同時に借替に關しては其の必ず低利借替なるへきこと並に新發行債の期限に制限を附すべきものなり實際の取扱上既に借替許可に關する幾多の先例あるか故に吾人は最早此點に於て疑なきものとして更らに法令に依り又は認可の條件として發行價格に對する利廻りに於て新債の低利なること並に新債の償還期限延長に關する一定の標準による條件を附せんことを希望せんとす然らずんは借替は往々にして負債を膨脹せしむるの因を成さんことを恐る、天災事變等已むを得ざる支出とは傳染病流行若くは水害等不慮の災厄に遭遇して一時の対を救はんとするとき又は學校を開設し道路を修築する等法律上の義務費に屬する場合なること市町村制理由書の説明する所の如くにして亦以て府縣制及郡制にも適用すへき解釋なりとす要するに已むを得ざる支出とは天災事變の外主として法律上の義務費を指示するものと云ふへし

永久の利益となる可き支出とは果して共同利益的設備及收益的設備に關する兩種の支出を包含すべきや否や市町村制理由書に依れば市町村の力に堪ふ可き事業を起こし以て市町村有財産の生産力若くは住民の經濟力を増進し假令

一時の負擔を増すも永遠の利益を生すへき場合を謂ふとあり共同利益的の土木、農業に關する支出は之れを包含すること明かるも公有財產を創設する主要なる收益的設備の投資を包含するや否や多少の疑なき能はす然れども公有財產の生産力増進を廣義に解釋すれば瓦斯、電氣、街鐵、水道、運河、船渠、倉庫等地方團體の財政に收益を生すへき財產的設備の創立費を支辨すへき謂ゆる投資的公債即ち收益的公債を包含するの餘地充分なりとす但し同時に此等設備に關する修繕費に至りては之を包含せしむるを得ず何となれば修繕費は決して爲めに永遠の利益を生すへきものにあらざれはなり

起債の決定は各團體の代議機關に於て起債の方法、利息の定率及償還の方法と共に之を決議し何れも皆な内務大臣の許可を受けしむ是れ各國の例に照らし中央集權の最も甚しきを感すと雖も之れに二三の例外あり

其の一は市町村に於ける三年以内償還の公債なり此の場合に於ては市制第百二十二條、町村制第百二十六條に依り不要認可の公債とし市町村會の決議のみを以て之を行はしむ

其の二。は市町村に於ける三年以内償還の一切の公債なり是れ前記市制第百二十二条及町村制第百二十六條の各第一項但書に依るものにして前項の如く据置期限の如何に拘はらず斯る短期のものは總て認可を要せずとせるものなり』其の三。は府縣郡に於ける少額公債なり明治三十二年六月勅令第三百五十號に依り府縣債に在りては元本總額五萬圓、郡債に在りては元本總額千圓に達するまでの起債に關し主務大臣の認可を受くるを要せずとせるものなり

其の四。は謂ゆる一時借入金なり是れ府縣制、市町村制に規定するところにして地方各團體に共通するものなり蓋し一時借入金は豫算施行上の融通にして年度内に償還を了せらるへく從つて年度後の負擔となるべき眞の公債にあらずとするによる

茲に少しく權衡を得ざる如く感せらるるものあり市町村債に在りては三十年以内償還の公債に關し起債上何等の監督なきに之より負擔力の大なるへき府縣郡債に在りては三十年以内の償還と雖も起債の認可を主務大臣に乞はざるからすとせることはれなり此の場合に於て市町村債に付き府縣知事の認可

を受けしむる如きは至當にあらずや

起債の形式には別段の制限なく無記名式證券の發行によるも各個實額證書の交付によるも地方團體の自由なるが團體の性質上村落自治體に在りては各個證書の交付によりて地方銀行より借入るるもの多し

地方債信用の機關としては興業銀行、勸業銀行及農工銀行の如き特種の機關並に地方諸銀行ありと雖も未だ充分の助力を與へず近時中央政府は地方金融の調節に助力せんとし郵便貯金の一部、勸業銀行貸出の獎誘及び國家預全部低利貸出等或は勸業銀行を介して或は直接に地方資金を供給し概して地方債の整理又は引受けに應せんと力むるか如し然れども未だ以て其の需要を充たすに足らざるの有様なり

公債の利子に關しては英佛の如く一般的制限なく獨乙の如く監督官廳の認定に従ひ區々たり其の認定の標準は如何なるへきや吾人之を詳悉せざるも實際に於ては頗る高利に在り三十七年以前迄は尙ほ一割の利子を有するものありしが現今は整理せられて七割五分を通例とするか如し英佛の例に於ては國債

の利率と大差なく其の差は一步乃至二歩の間に在りて平均地方債の利子は三歩五厘なるか如し國債の資源を養護するの必要より見るも一定の標準を置きて認可するの制度を探らざるへからず

翻つて本邦地方債の發達を視るに明治二十六年末迄は仍ほ總額九百萬圓臺にして同二十七年末に始めて千萬圓を算するの有様なりしなり然るに日清戦後國家財政の膨脹と共に地方土木の事業大に起り勸業の奨励之に次き教育衛生の事務亦た増進を加へ之が爲め明治三十五年末には既に地方債の總額五千萬圓に達せり續いて三十七八年戰役あり國家の事業及財政未曾有の擴張を見るに伴ひ地方の事業殊に都市の經營面目を一新し教育、勸業、水道、道路、港灣の設備に巨費を要し縣郡及町村の勸業教育亦た其の費用を激増せるあり加ふるに外資の輸入を利用して公債の整理に從へるもの多きを致せり今ま四十二年度末以前既往に於ける地方別公債の現在高を見るに左の如し

本邦地方別公債現在高累年表 (各年~~度~~末)

年 次	府 縣 郡	市 区 町 村	水利組合	不認可債	計
二十六年	一〇、三〇〇、零〇〇	一、四、一〇〇	五〇、一〇〇	一	一〇〇、一〇〇
二十七年	一一、一〇〇、三〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、五〇〇	一	一〇、〇〇一、三〇〇
二十八年	一一、一〇〇、七〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、一〇〇	一	一〇、一〇一、九〇〇
二十九年	一一、一〇〇、八〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、一〇〇	一	一〇、一〇一、九〇〇
三十年	一、一〇〇、一〇〇	六、一〇〇	一、一〇〇、一〇〇	一	一〇、一〇一、一〇〇
三十一年	一、一〇〇、一〇	六、一〇〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、一〇
三十二年	一、一〇〇、一〇	六、一〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、一〇
三十三年	一、一〇〇、一〇	六、一〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、一〇
三十四年	一、一〇〇、一〇	六、一〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、一〇
三十五年	一、一〇〇、一〇	六、一〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、一〇
三十六年	一、一〇〇、一〇	六、一〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、一〇
三十七年	一一、一〇〇、六〇〇	六、一〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、六〇〇
三十八年	一一、一〇〇、六〇〇	六、一〇〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、六〇〇
三十九年	一一、一〇〇、六〇〇	六、一〇〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、六〇〇
四十年	一一、一〇〇、六〇〇	六、一〇〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、六〇〇
四十一年	一一、一〇〇、六〇〇	六、一〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、六〇〇
四十二年	一一、一〇〇、六〇〇	六、一〇	一、一〇〇、一〇	一	一〇、一〇一、六〇〇

(備考) 不要認可債は市町村に尤も多く府縣郡には少なし

地方債目的別累年表

年 次	教 育 費	衛 生 費	勵 業 費	土 水 費	舊 借 預 金 等	計	人 口 完
二十六年	100,000	50,000	—	500,000	1,000,000	2,000,000	200,000
二十七年	110,000	52,000	—	520,000	1,020,000	2,040,000	200,000
二十八年	112,000	54,000	—	540,000	1,040,000	2,080,000	200,000
二十九年	114,000	56,000	—	560,000	1,060,000	2,120,000	200,000
三十 年	108,000	50,000	—	500,000	1,000,000	2,000,000	200,000
三十一年	106,000	48,000	—	480,000	980,000	1,960,000	198,000
三十二年	104,000	46,000	—	460,000	960,000	1,920,000	196,000
三十三年	102,000	44,000	—	440,000	940,000	1,880,000	194,000
三十四年	100,000	42,000	—	420,000	920,000	1,840,000	192,000
三十五年	98,000	40,000	—	400,000	900,000	1,800,000	190,000
三十六年	96,000	38,000	—	380,000	880,000	1,760,000	188,000
三十七年	94,000	36,000	—	360,000	860,000	1,720,000	186,000
三十八年	92,000	34,000	—	340,000	840,000	1,680,000	184,000
三十九年	90,000	32,000	—	320,000	820,000	1,640,000	182,000
四十 年	88,000	30,000	—	300,000	800,000	1,600,000	180,000
四十一年	86,000	28,000	—	280,000	780,000	1,560,000	178,000

四十二年

110,000 100,000 50,000 500,000 1,000,000 2,000,000 200,000

(備考) 三十五年以前の「舊債償還」中には不要認可債高を含み三十六年後の「舊債償還」

中には雜種を含む

四十二年の合計の大なるは内舊債還の爲め發行せるもの六五、五七七、一九七四の巨額ありて未だ全部を償還に使用せざるに由る

地方債の増加斯くの如しと雖も尙ほ進んで熄まさるの趨勢あり瓦斯、電氣及街
鐵等に關する營利的投資公債は未だ殆んど見るへきものなく公益的設備に關
するものと雖も教育及社會政策上の事業の如き亦た殆んど發達せず而して道
路及治水の事業更らに巨費を要するものあり教育及勵業も亦た蓋し幾層の助
長を要せすんはあらず加ふるに國庫の補助額は外國に比して甚た少なきを見
る、課稅上の負擔之れを外國に比して尙ほ軽きこと勿論なりと雖も以上の設備
及事業は概して公債に因るの外なかるへきを以て地方債の激増は將來到底免
るへからざるの運命なり

今ま之れを歐洲に於ける地方債額に比するに

各國地方債總額及人口宛比較表

英 千九百二年 三七〇、六〇〇、〇〇〇磅 人口宛 一人一一二、三五 歳入の四 倍
 佛 同 四、三六二、一九六、三三二法 同 四四、八〇 四 倍
 普 同 一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇馬 同 二三、五〇 三倍四割
 日 四十二年度 一六二、九三三、七三四圓 同 三、一七 七割

にして

各國地方債償還費人口宛及償還歩合表

英	ニ〇、二八七、二六四磅	一人宛 六、一二	償還歩合 百分の五、四	地方費に對し 百分の一五
佛	二二八、九五二、九三四法	同	二、三〇	同
普	七一、一五九、七一六馬	同	一、〇三	同
日	一〇、七一五、一一八圓	同	〇、一〇	同
			六、六	四
			五、二	一六
			四、四	六

外國に在りては地方債の現在額、各地方歳入の三四倍に達せるに我は僅かに十分の七に過ぎず其他人口宛に於ても又た其の償還費の元本額に對する歩合其他の點に於ても遙かに餘裕あるを示めざるはなし地方債の増加は蓋し今日より更らに激しきものあるへきを豫想するに足らん

然れども負債の増加は悦ぶへきことあらず充分に之に應するの施設なかるへからず

其の第一は償還基金の設定なり一般又は特別の減債基金を設け之れに各公債元本に對し一步を拂込み積蓄するの外、事業より生する純益の一部又は償還及借替より生する利子節約の利益は必ず之に拂込ましむる如きは地方細心經濟の方法として特に適當の施設なりとす

第二は金融機關の助力なり是れ成るへく低利を以て地方債に資金を供給し起債又は借替の際に於て將來の危險を避けしむる所以なるか故に政府は直接又は間接に之か施設を試みざるへからず政府の郵便貯金の一半、國庫預金部資金の融通は勿論貯蓄銀行及保險會社の貸出及保有公債種類に關し重きを地方債に置かしむるの施設、勸農特種銀行をして地方債の準備により制限外に債券を發行するの特權を與ふる如き亦其の一助たるに足らん

第二十一章 地方負擔總括

以上地方團體各種の財源及收入を論したるを以て吾人は茲に先づ此等の收入を總計し而かる後ちに全體に於て各國民の負擔如何を比較せざるへからず

(一) 英國地方收入總括

千九百二年度の地方稅報告に依れば英倫及ウェルズの地方行政に於ける收入は左の如し

英國地方收入總括表

		全收入に對し百分の
一 地 方 稅	五〇、三三八、四一二	五四、〇
二 國 家 分 擔 金	一二、七八二、八〇三	一三、六
三 手 數 料(科料とも)	一、三一八、一一七	
港灣棧橋等使用料	二、九三四、七一九	
市 場 使 用 料	八六二、五六〇	
三 小 計	五、一一五、三九六	

四 利益者分擔金(即ち改良税)

一、八五〇、八四五

二、〇

五 営利及公益設備收入

一八、五五八、二二八

一九、〇

給水事業

七、一六八、七〇五

瓦斯事業

一、八八一、二六五

電氣事業

三、七九七、七五八

道路鐵道

二九三、九四七

港灣設備(手數料を除く)

三三一、〇三四

市場設備(手數料を除く)

一、一九八、九〇八

他の公益設備

二、四一二、一四四

六財產收入

四七三、〇三五

七財產處分

一、一九八、九一七

八他の收入

二、四一四、五五四

全計(公債を除く)

九三、九三五、四一七

公債收入

三五、二七一、三六七

一〇〇

之を更らに各地方行政廳別にするときは左の如し

廳別

全收入

公債收入

總計

收稅廳

五四九、五二一

五四九、五二一

救貧局

一二、七四三、六九六

二、二〇五、八六〇

一四、九四九、五五六

倫敦州會市

一二、一一七、四五四

四、八九七、七七四

一七、〇一五、二二八

市部區會

七、六三七、六三九

一、一五〇、六四四

八、九〇七、二二五

他 の 市

二六、三七三、五七八

二三、九六〇、九七四

四〇、三三四、一五二

市區會

六、九三五、七一六

二、八〇二、五九二

九、七三八、三〇八

市區會

三、三八九、三〇一

六九四、〇二七

四、〇八三、三二八

學務局

一一、一二五四、九四四

二八、三三〇

二五七、七九二

六三八

他の特別廳

四、九四七、五二五 三、二七八、六七三 八、二二六、一九八

計

九三、九三五、四一七 三五、二七一、三六七 一二九、二〇六、七八四

(備考) 最近の地方政務局報告に依るに英倫ウェルズに於ける千九百二年度末現在の自治行政團體は左の如し

一 教育行政の爲めの監督局區

六五七 (一四、八七三寺領區を包摃す)

二 初等教育の爲めの學務局區

二、五五三

三 州、市、聯合區及寺領區

六二

(1) 州(倫敦州會をも含む)

六二

(2) 市會(倫敦市園體をも含む)

三四八

首府市 二八 州市 六九 倫敦外市 二五〇

倫敦內市 一九 他の市會 一二〇等

(3) 市部聯合區(衛生區)

八一二

(4) 村部聯合區(衛生區)

六七二

(5) 寺領區

一二、九八五

内寺領會あるもの
寺領集會のもの

五、七三五〇

(二) 佛國地方收入總括

佛國地方收入に關して縣邑に通して收入種類別總括の調査を欠けり從つて縣

と邑とに別けて掲記す

佛國地方收入總括表

(千九百二年)

全收入の百分の

六九、五

一 租 稅 收 入 一九九、〇〇九、五四六

經 常 稅 一四〇、一一九、一七七

臨 時 稅 五八、八九〇、三六九

二 補 助 及 分 捐 金 七四、二七三、五四〇

國家、邑、私人より道路費の爲め 三〇、七八七、七六七

他の補助及分擔金

國 よ り 一七、七四八、四四九
邑 よ り 二一、六七八、三四四
私 人 よ り 四、〇五六、五八二

三 財 產 收 入 二、六九六、五三九
四 寄 附 及 遺 贈 一、四一六、一七四

七、七三一、六八九

五 諸 収 入

一、〇八五、五七五

六 財 產 處 分

二八六、二二三、〇六三

全 計

四八、〇八二、一八二

公 債 収 入

三三四、二九五、二四九

總 収 入

八〇六、二四四、〇二一

邑

巴 里 市

三二三、六三五、二一四

他 の 邑

四九二、六〇八、八〇七

計

八〇六、二四四、〇二一

內 租 稅

六〇四、六〇〇、〇〇〇

手 數 料

一一〇、〇〇〇、〇〇〇

縣邑歲入總計(縣債を含む)

一、一四〇、五三九、二七〇

(三) 普國地方收入總括

普國の統計に至りては更らに慘澹たるものあり殊に市町村に關しては千八百九十一年度以後に係る最近の統計を得ず而かも甚だ精密を欠けり郡に至りては全數に關する調査を發見せず僅かに部分的の統計のみ

普國地方收入總括表

州	(千九百二年)	州 稅	經常歲入の百分
國 庫 補 助		二七、一八八、〇四七	四〇、四
財 產 收 入		三五、六七〇、四六七	五三、一
他 の 收 入		三、一九八、九八六	四、七
臨 時 收 入		一、三三五、八二五	一、九
計		九、六〇〇、〇〇〇	
郡 稅	(千九百二年)東部七州の郡	七六、九八三、九四一	
		二四、八六八、三九八	
		四八、六	

國及州補助

收入及手數料

他の收入

二六、三四一、六八一

五一、四

計

五一、一一〇、〇七九

100

市町村

(千八百九十一年度)

一二七、九〇四、六〇一

普通歳入の百分
三七、二

各行政收入

五四、四三四、七一六

一五、八

營利及公益設備

一二一、三九五、四六九

三五、三

財產收入

一一一、六三三、六七五

六、八

他の普通收入

一三、九〇五、一一〇

四、〇

臨時收入

九八四、三六四

財產處分

三六、八二五、四二四

其の他

三七九、〇八三、三五九

計

(四) 日本地方收入總括

本邦の地方收入に關する統計は四十二年分を以て最近のものとす之れに依れば府縣及郡收入中手數料及使用料の計數は甚た微細なる爲め明掲を得ず諸收入中に合算せらるるも其他は稍々其の統計を備へり左に其の一覽表を示めすへし

日本地方收入總括表

	府縣收入	郡收入	市收入	町村收入	計	總收入の 百分率
租稅及分賦金	三、七三、六三	五、九七、八六	一八、三六、〇六	一〇、四四、〇三	一四八、五五、六三	六四、一
手數料及使用料	?	?	四、四〇、五六	夷、六一	五、三九、五四	二、二
補助金及交付金	四、三〇、三四五	九七、一九	二、四一、九五	五、六三、五七	一〇、三六、〇〇七	五、七
財產收入	三、六二	九〇、四九	二、六七、九七	三、一三、五六	五、九三、六五	二、五
寄附金	四〇、八八	二四、四六	二六、八九	三、八四、五六	四、八四、五五	二、一

諸 收 入 八、六三、二八四 大大、五箇 三、四〇一、五〇三 一〇、四〇八、二〇〇 四、二五八、五〇〇 一七、七
計 杏、七六〇、七三二 八、〇八〇、五八一 四六、八二二、九五一 五、四三九、三七七 二一九、〇五五、六三一

公 債 二四一、九一〇 三二、五〇〇 八、九三、二〇八 三、四三八、一七九 一三、六四四、一〇一 五、七
總 計 交、〇〇三、杏三 八、〇八三、〇八一 天、七四、三五九 夷、八七七、大一 三二、六九七、七三一 一〇〇

(備考) 分賦金及補助金は上下兩種重複せるを以て順次に控除せざるへからざるも
補助金も分賦金も他と混同し計算せられ單獨にし難きを以て姑く之に從ふ

以上に依り各國の地方收入總括の概數を得たるも其の内容及年時相一致せ
ざるもの又は互に重複するもの少からざるを以て吾人は以上の中に付き比較
的精確なる公課收入のみを探出し各國人民の地方負擔を知るに止めんとす

英國地方公課收入 (千九百二年)

地 方 稅	五八、七四八、三三七
地 方 手 數 料	六、九二九、五二九
利 益 者 賦 金	一、八九四、八四五
計	六七、五七二、七一一

日貨換算

六七五、七二七、一一〇

一人統一六、一〇

佛國地方公課收入

七一五、〇〇〇、〇〇〇

一九九、〇〇九、五四六

邑 公 課

約 九一四、〇〇〇、〇〇〇

三六五、六〇〇、〇〇〇

縣 公 課

日貨換算

九、三八

計

日貨換算

七、一七

普國地方公課收入

直 接 稅 千九百年 四四九、八八二、四五五

一〇〇

間 稅 千九百年 二、三七四、二四三

一〇〇

手數料及分擔金 千九百年 四二、二二六、〇二三

一〇〇

計 四九四、四八二、七二一

一〇〇

日本地方公課收入 (四十二年度)

租稅及分賦金 一四八、五二五、六六二

手數料及使用料

五、二三九、二四二
一五三、七六四、九〇四

六四六

三、〇〇

計

然れども地方公課のみの比較を以て各國地方人民の負擔輕重をトするを得ず何となれば各國地方人民の上に降り懼れる國家及帝國の公課は各國行政及財政制度の異同に依り一様なる能はされはなり故に地方公課に依る各國地方人民の負擔に付き眞に其の輕重をトせんと欲せは勢ひ國家及帝國の公課をも加へざるへからざると同時に國家及地方の經費の側よりも觀測するを要することとなる吾人は此目的に副はんか爲め左に各國の國費、國家公課及地方公課を掲記し之れに對し各個に於て合體に於て各國地方人民か如何に負擔しつつあるかをトせんとす是れ實に各國財政狀態の總括にも該當するものなり

各國國費地方費負擔總括表

國名	經費	同上人口宛	公課負擔	同上人口宛
英國	三、三〇三、一九、九〇	六、九〇	二、一八、二七三、七〇	五、七三
國家	一、七八〇、五九、九〇	四三、四三	一、四五三、五六、五九〇	三四、六一

地 方	一、五三一、六五〇、〇〇〇	三六、三六	六七五、七三七、一一〇	一六、一〇
佛 國	二、〇五一、三七七、〇〦〦	五三、五三	一、五〇〇、〇六〇、八〇〇	三九、六一
家 方	一、四六七、二〇八、五〇〇	三六、一九	一、一八四、四六一、〇〦〦	三〇、四〇
普 國	五五四、一七三、五〇〇	一四、四九	三六五、六〇〇、〇〦〦	九、三六
帝 國	三、三三三、〇九〇、七六八	六七、三九	七三三、五〇六、九四三	二一、五五
地 方	五六、〇八一、五〇〇	一五〇、六七	二七五、六七、七六〇	一四、〇七
本 家 方	一、三一〇、七九、三五六	三〇九、二七七、八三五	二四七、三四、三六〇	七、一七
日本 地 方	五七六、二〇〇、〇〦〦	二六、七三	一四、七〇	一〇、八〇
日本 地 方	七五〇、〇〇〇、五九	一四、七〇	三五一、七四、三七三	七、七九
日本 地 方	五八、七三、一二	一〇、一五	三九七、七六、三六	三、〇〇
日本 地 方	三三、〇七九、五〇〇	四、五	一五三、七四、九〇	

(備考) 英佛は千九百二年、普國は千九百年度、日本は四十二年、財政状态なり。本邦國家の公課には租税印紙收入免許料及手數料並に專賣局益金を算入す。

地方財政學

畢

明治四十四年二月二十五日印刷

明治四十四年三月一日發行

地方財政學專付

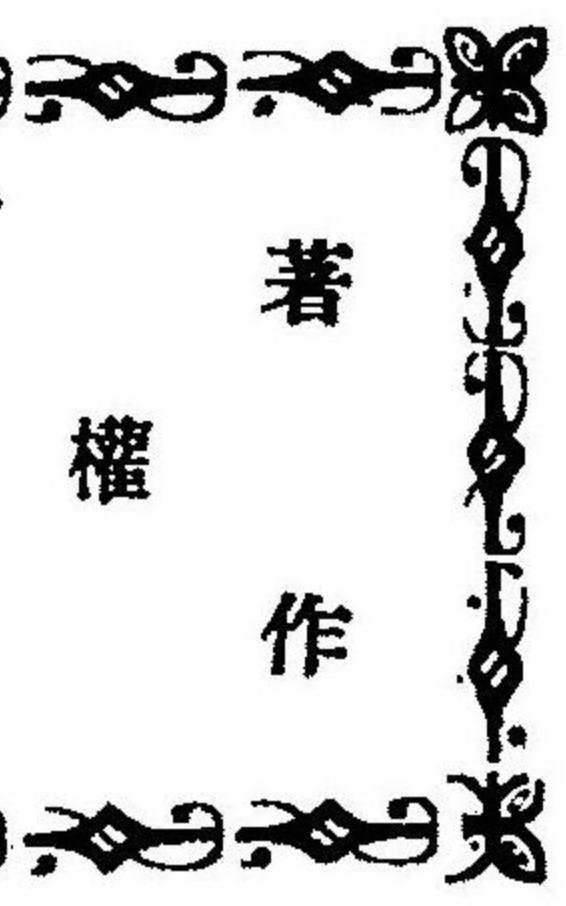
正價金三圓

著作者 小林丑三郎

田島義方
東京市本郷區曙町十五番地

著作權

所有



白土幸力

東京神田區美土代町二丁目一番地

印刷者

白土幸力

發行所

明治大學出版部

東京市神田區一ツ橋通町

大賣捌所

有斐閣書房

東京市神田區一ツ橋通町

上工5L-95

士博學法
著生先郎三丑林小

版四第
版七第

純正經濟學

全一冊 菊列八百五十餘頁

正價 上製本 金二圓五錢
並製本 金一圓八十錢


郵送費 金十六錢

比較財政學

全二冊 菊列二千餘頁

上製本 正價 金五圓五十錢
郵送費 金二十四錢

明治大學出版部發行
同文館發行



040755-000-3

336-16

地方財政学

小林 丑三郎／著

M 44. 3

B D E - 0 4 7 7

